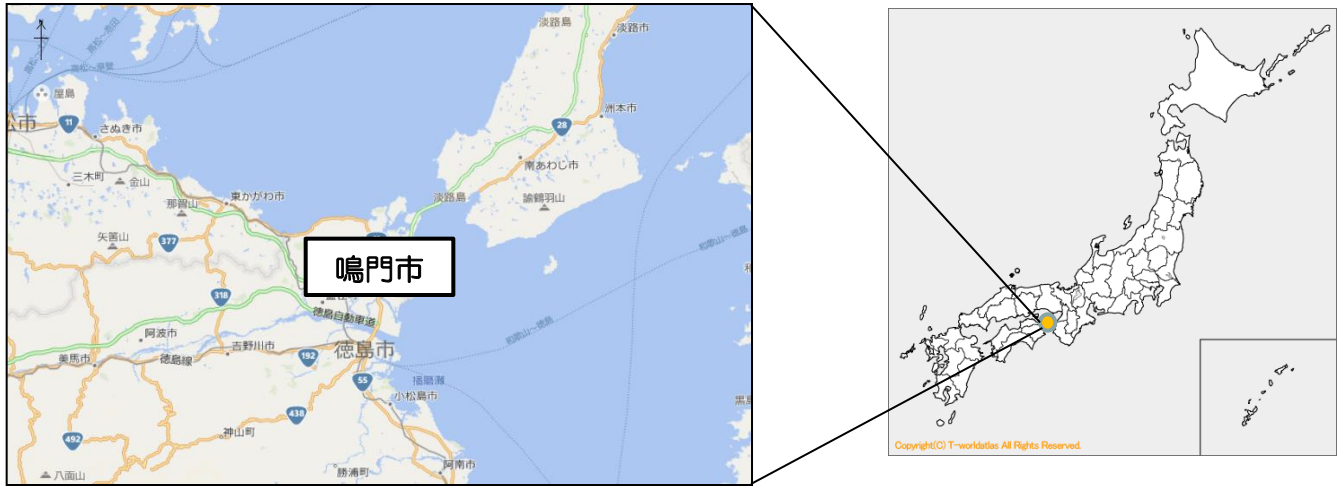


徳島県鳴門市で野鳥の糞便から 低病原性鳥インフルエンザウイルスが分離される



◆概要について

平成27年10月28日に徳島県鳴門市で採取された野鳥の糞便1検体から、11月7日に低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N3亜型）が分離されました。
今シーズンに入って、初めての国内確認事例です。

◆対応について

徳島県では防疫指針に基づき、検体採取地点から半径1km以内の家きん飼養農場へ注意喚起等を行っています。

家きん飼養者の皆さまにおいては、改めて下記の対策の再確認および遵守をお願いします。

- ◇ 防鳥ネットの破れがないか確認し、あればふさいでください。
- ◇ 鶏舎への関係者以外の立入制限や、農場立入車両の消毒を徹底してください。
- ◇ 踏み込み消毒槽の設置、鶏舎周辺の清掃・消毒をしてください。
- ◇ 鶏へ給与する飲用水は、安全なものを使用してください。

鶏冠や脚の内出血、まとまった数の死亡など疑わしい症状があった場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511

FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145

FAX:0740-22-6681

緊急携帯:080-6176-8052